

【書評】

“誰も排除しない社会の構築に挑む” 地域づくりを考える ——『障害者の安楽死計画とホロコースト』を読んで——

青木 一博（よさのうみ福祉会）

1. 本書発刊の意義

ナチスによる障害者虐殺の「T4 作戦」については、2015年放送のNHK ハートネット TV やETV 特集、さらに現地取材されたきょうされん藤井専務理事の講演を通し、その概要は一定理解しつつも、「T4 作戦」につながる背景や初動、「T4 作戦」や断種がどのように展開されたのか、医師や看護師の抵抗はなかったのか、戦後に加害者・共犯者としての罪は問われなかったのか、長い期間この問題が顕在化しなかった理由は何か、今日の日本に通ずる教訓とは、など疑問が私の脳裏から離れませんでした。

その後、2016年7月、衝撃的な相模原障害者施設殺傷事件が発生。19人の障害者を殺害し27人に重軽傷を負わせた被告人は、「ヒトラーの思想が2週間前に降りてきた」「重度の障害者は生きていても仕方がない。安楽死させた方が良い」との犯行動機を述べています。この事件が社会に突きつけたテーマは、優生思想の問題であり、極端な障害者差別の問題です。事件後、犯行に同調する声はネットで拡散している現実を知るにつけ、ナチスによる障害者虐殺は決して過去の出来事ではなく現在の日本に通ずるとの深刻な問題意識を抱く中、2018年初頭に本書を手に入れ一気に読み進めました。

予測通り、実に重い歴史的事実内容が客観的に記述されており、あまりもの残忍さ、深刻さに思わず本を閉じる場面が何か所もありましたが、私が抱いていた疑問に十二分に答える内容であり、この時期に本書を翻訳され出版にこぎ着かれた監訳者並びに関係者の努力に心から感謝の念を覚えました。

読み終えて私が痛感したことは、欧米諸国を中心とする優生思想の根深さ、それが国家権力と結び付いたときの悲劇の甚大さでした。本書の著者は最終章で、「結局、障害のある人たちの全体的な発達と完全参加を促進することは、社会の最高の利益となり、障害のある人たちは、現代生活のあらゆる場面で貢献できるのである」「したがって私たちは、障害者コミュニティに対して、ナチスによって行われた残虐行為が繰り返されることのない、特異な出来事と考えるてはならないのである」と結んでいます。

監訳者あとがきによると、本書の著者には4人のお子さんがあり、娘さんの一人にダウン症の障害があること、彼女は娘さんをかけがえない深い愛情で向き合っていると紹介されています。著者は、この本を通して障害者の安楽死計画とホロコーストの事実を記憶し続け、その事実に戻りながら“誰も排除しない社会の構築に挑む”ことを切に求めていると感じました。

私は、ドイツでのホロコーストの事実思い

をはせつつ、私も参加してきた地域づくりの運動とその意味を改めて振り返りたいと思いました。具体的には、京都府北部地域において、今から70年余前に始まった障害児学級づくり運動、その後続く養護学校づくり運動、共同作業所づくり運動から今日の障害者福祉事業へ流れの根底に「誰も排除しない社会の構築に挑む」地域づくりの理念と実践があったことを感じています。本論では、今日のよさのうみ福祉会を中心とする障害者福祉事業を報告し、「誰も排除しない社会の構築に挑む」当地域の長年の地域づくりについて検証します。

2. 70年にわたる地域づくりの到達としての今日の法人事業

社会福祉法人よさのうみ福祉会は、与謝の海養護学校づくり運動を源に、共同作業所づくり運動を通して今から39年前に誕生しました。よさのうみ福祉会の特徴は、「願いに基づく多面的な障害福祉事業を展開している法人」と言えます。「働く」を支える事業所は15か所あり、500人近くの利用者に仕事や活動を支援しています。「暮らす」を支える事業所は、入所施設1か所と11か所のグループホームがあり、合わせて100人近くが生活しています。また、「地域生活」を支えるホームヘルプ、ショートステイ、相談支援事業所、就業・生活支援事業所などがあり、丹後障害福祉圏域におけるこれらの事業を約300人の職員が22の事業所で支えています。

このような多面的な事業展開は、養護学校づくり運動の教訓に学び、障害のある人たちや家族、関係者の願いを実現するため「社会福祉の法制度を活

用」し、地域への理解と協力を広げ、行政の援助を引き出し、関係者が共同し一つひとつの施設や事業を文字通り手づくりで整備してきた積み重ねの結果だと思えます。

ここ数年来、よさのうみ福祉会の事業所に見学や視察が相次いでいます。法人が展開している事業所は、それぞれが地域の中でなくてはならない役割を果たしていて、そのことがとりまなおさず「誰も排除しない社会の構築」すなわち地域づくりにつながっていると思えます。その典型が、与謝野町内の「リフレかやの里」と「やすらの里」です。

与謝野町は、2006年、加悦町・岩滝町・野田川町が合併し誕生した町です。京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市などに接しています。総面積107平方キロメートルの範囲に約2万1千人（世帯数約7千）が暮らしており、高齢化率約35%、少子高齢化と過疎化が進んでいます。自主財源が乏しく歳入の大



半を地方交付税交付金に依存する財政困難の町でもあります。

3. リフレかやの里の再生めざす取り組み

典型2つのうちの1つ「リフレかやの里」は、倒産により3年間閉鎖された町立の滞在型保養施設を、よさのうみ福祉会が2011年度から町の指定管理を受けて再開しました。リフレかやの里は前述のように宿泊施設でもあるため、多くの部門があり、色々な人手が求められています。

レストランフロアでの接客、厨房での下ごしらえや食器洗い、フロントでの受付、ホテルのベッドメイキング、お風呂・トイレ・廊下の掃除、周辺環境整備、ジュースやジャム、ドレッシングなど農産加工品づくり、パンやケーキづくり、露地やハウスでの野菜栽培、農家への援農など、リフレかやの里で働く障害者は27人（A型事業所11人、B型事業所16人）、支える職員15人がリフレかやの里の運営を支えています。

よさのうみ福祉会がリフレかやの里の指定管理を受けた当初は、レストランやホテル、浴場など営業経験の全くない社会福祉法人が経営を担うことに対し、あるいは障害のある人たちが保養施設の仕事を担うことへのためらいもありましたが、リニューアルオープンから7年余が経過する中で、地域住民は障害のある人たちがリフレで働く姿を通して理解を深め、農産物の加工や特産品づくりをはじめ地域を元気にする取り組みへの貢献に信頼と期待を寄せています。

リフレかやの里の事業が地域に支えられて成り立っていること、リフレかやの里の仕事を通して地域社会に貢献し、農産加工所を利用される農家の方々から、「これまで出荷出来ず廃棄



リフレかやの里

していた規格外野菜をジュースやジャムに加工してもらえると喜ばれていることは、リフレかやの里で働く利用者たちにとっても喜びであり、また誇りの基盤にもなっています。同時に、A型利用者には最低賃金が、B型利用者にも全国平均の数倍の工賃支給が可能になっており、そのことが利用者の経済的社会的自立を促しています。

リフレかやの里は、周辺地域と共に「6次産業化」を促進するため「与謝地域山村活性化協議会」を結成、国・府の補助事業を積極的に活用し特産品開発を進めてきました。「地域協議会」とリフレかやの里の「雇用」、「6次産業化」、「障害者の活躍」が、2018年度農林水産省の『ディスカバー農林漁村（むら）の宝』の優良事例全国32か所の一つに選ばれ（応募数1,015件）、昨年11月22日に総理官邸で表彰されました。

リフレかやの里においては、①地域の活性化と農業振興を願い閉鎖中のリフレかやの里の再開と地域にねざした運営を求めた住民の活動、②リフレかやの里の再開を雇用促進、農業振興、地域再生へ福祉とまちづくりの一体的な推進めざし、リニューアルに1億5千万円を予算化した与謝野町行政の積極的な支援、③離職障害者に最低賃金を支払える就労の場（A型事業所）の実現を願う障害福祉関係者の思い、地域と行政と福祉、これら三者の連携した積極的

な取り組みが地域再生への足がかりとなっています。

4. 異なる4つの法人が協働し地域共生型福祉施設を運営

2つ目は、「やすらの里」です。旧3町合併による与謝野町誕生（2006年）後、地域住民の様々な福祉要求や課題が浮き彫りになってきました。なかでも特別養護老人ホーム待機者増加は顕著でした。そこで与謝野町は、在宅福祉の推進を継続的に図りつつ、特別養護老人ホームと在宅複合型施設の整備を推進するとともに、障害・高齢・児童・医療の新たな総合的な福祉施設づくりの趣旨を障害・高齢・児童に関わる町内の一定の条件を満たす複数の法人へ呼びかけました。

事業に参加することとなった4つの異分野の法人がまず「地域共生型福祉施設協議会」を2010年7月に発足させました。その協議会設置要綱第1条では「年齢や障がいを問わず、支え合って地域の中で暮らすことを目的とした地域共生型福祉施設整備計画を事業参画法人の連携により推進する」としました。事業を進めるため、協議会及び実務者部会を開催し、2013年3月、「与謝野町地域共生型福祉施設やすらの里」として開設しました。

4つの法人は連携協働し、福祉分野を中心に



地域共生型福祉施設やすらの里

地域課題の解決に取り組んでいます。

- ①社会福祉法人与謝郡福祉会～特別養護老人ホーム「やすら苑」（定員60人）
- ②NPO法人丹後福祉応援団～在宅介護支援施設「やすらの旋風（かぜ）」（デイサービス定員50人）、ショートステイ（定員10人）、サービス付高齢者専用住宅（定員10人）
- ③公益社団法人京都府看護協会～「天の橋立訪問看護ステーションサテライトみのり」（看護師4人）
- ④社会福祉法人よさのうみ福祉会～就労継続支援事業B型「ワークセンター花音（かのん）」（定員20人）
- ⑤NPO法人まるっと丹育～加悦地区子育て支援センター（与謝野町の委託）

5. 「ワークセンター花音」が取り組む4つの仕事

「ワークセンター花音」はやすらの里内で、①高齢者施設（特別養護老人ホーム・ショートステイ・サービス付高齢者住宅）利用者の給食下ごしらえ業務、②やすらの里内の他法人から委託を受け、トイレ、廊下、共用スペースおよび敷地内の清掃業務、③与謝野町より委託を受け、地域の独居老人などへの夕食弁当宅配と安否確認・見守り事業、④地域のほっとスペースとしての喫茶店営業、と大きく4つの役割を担っています。

このように「やすらの里」では、障害のある人たちが喫茶花音で接客し、制服姿の清掃員（利用者・職員）が日曜以外の毎日館内の掃除を担い、特養の厨房では障害者施設の職員・利用者が高齢者施設利用者の365日3食の給食下ごしらえを担い、毎日30人から40人の地域で過ごす高齢者への夕食宅配と安否確認・見守り

事業を担っています。このように障害のある人たちがスタッフの一員として働き、自然な形で周りに受け入れられています。障害のある人たちの「働き」が、「やすらの里」を含む地域社会に貢献しており、そのことが利用者の仕事に対する意識、喜びや誇りを高めています。

「やすらの里」は、お年寄りや障害のある人、乳幼児や若いお母さんが利用し、地域の一般の方が気軽に喫茶店に出入りしています。支援者と支援される側が分断されるのではなく、お互いの存在を当たり前で捉えられています。押し付けでなく地域住民の願いに応えながらお互いの理解も深まっています。そして異分野の4つの法人と行政が共に支えあうことで真の意味での「地域共生」につながっていると思います。

6. 福祉とまちづくりが一体となった与謝野町の取り組み

リフレかやの里の再生をめざす事業、地域共生型福祉施設やすらの里の協働運営、これらに共通する内容は、当事者を含む地域ニーズに積極的に応えようとする民間事業者の「福祉力」、誰もが住みやすい地域をめざす住民の「地域力」、福祉のまちづくりを推進してきた町の「行政力」、これらが三位一体となり福祉とまちづくりが一体的に推進されているところが、先駆的開拓的との評価を得ている所以です。

この与謝野町内には、成人期の障害者の働く施設が6か所あります。よさのうみ福祉会が設置経営する5か所の事業所は、就労継続A型・B型（一般企業により近い就業場所）のリフレかやの里、就労継続B型（中程度の就業場所）のワークセンター花音・野田川共同作業所・つむぎ、生活介護事業所（重い人たちの作業・活動場所）のつむぎ・いきいき・野田川共同作業

所が存在し150人を超す障害のある方々が利用されています。また、町内には全国の神社仏閣のお守りを製造する株式会社経営する就労継続A型事業所(株)スマレがあり、現在21名が利用されています。

人口2万1千人の小さな町に、寝たきりの重度重複障害者から一般就労一歩手前の軽度障害者の方まで200人を超える障害のある人たちが、障害程度や特性、希望に応じて働く場所や事業・活動内容を選択出来ること、経験を積むことで次のステップに挑戦できることはこの地域の障害のある人たちにとって大きな魅力であり喜びとなっています。

与謝野町内には、障害のある人たちの暮らしの場が7か所あります。よさのうみ福祉会が設置する入所支援施設（いきいき／定員31人）ならびに町内5か所のグループホーム（若草ホーム・おおぞらホーム・ほっとホーム・菜の花ホーム・ハイツゆいまーる／定員34人）に合わせて60人を越す利用者が地域の中で暮らしています。

但し、このような暮らしの場がこの地域に突然誕生したわけではありません。入所支援施設「いきいき」が出来るには、14年間という長い施設づくり運動の取り組みを必要としました。現在地に施設用地が決定するための住民理解と同意に7～8年、その過程には予定地周辺住民の反対や不同意で建設候補地を3か所断念する苦難の歩みがありました。また1億8千万円の自己資金づくりは京都府北部地域あげた住民理解と共同の取り組みで達成できたのでした。

町内5か所のグループホームも、開設にあたっては周辺住民対象の説明会を2回、3回と開催し、住民の障害のある人に対する本音を引き出し、長年の障害者支援を通して蓄積した豊かな経験に基づき不安や心配の種を取り除き開設にこぎ着けました。

7. 地域づくりの継承を

全国からの見学・視察者から、「福祉会はどのようにしてこのような事業が展開できるのか」「リフレかやの里のような観光型滞在施設の指定管理を受ける際、地域から反対はなかったのか」などの質問が共通して出されます。私はそれらの質問には、「京都府北部の障害者福祉事業は、与謝の海養護学校づくり運動の基本理念を今日に引き継ぎ発展させているのです」とお答えしています。

基本理念の1つ目「すべての子どもたちに等しく教育を保障する学校をつくろう」は、「(障害種別や程度で選別排除することなく)働き活動することを希望するすべての障害のある方を受け止める」働く場づくり、暮らしの場づくりとして発展させてきました。

基本理念の2つ目「学校に子どもをあわせるのではなく、子どもにあった学校をつくろう」は、「目の前にいる障害のある仲間に合わせて仕事、集団づくり」を推進し、選べる「しごと」「くらし」を保障することにつながりました。

3つ目の基本理念「学校づくりは箱作りではない、民主的な地域づくりである」は、共同作業所づくり運動や労働・生活施設づくり運動を

地域に根差し、地域と連携して取り組むうえで欠かせない視点でした。

この学校づくりの3本柱の基本理念は、共同作業所関係者にも共通の理念として確認され、京都府をはじめ全国の共同作業所の広がり充実発展を導いてきたと言っても過言ではありません。

当地では、前述のように、いまから60年前に「どんなに障害の重い子どもも入れる学校をつくろう」と10有余年に及ぶ学校づくり運動が広く地域住民を巻き込んで展開され、1970年に後期中等教育をも保障する小、中、高等部をそなえた総合的な養護学校が開校しました。その後の共同作業所開設から40数年の地域運動により、寝たきりの重度の障害のある人から一般就労をめざす人達まで、地域の中で障害のある人もない人も共に支え合って生きる当地域の到達があります。

誰も排除しない社会の構築をより確かなものにするのが障害者権利条約の精神からも大切だと思うのです。障害者権利条約は、その全体で障害を理由とした差別や偏見を厳しく戒め、目に見える形での社会制度で除去することを求めています。障害者権利条約を足場に、これからもこのような地域づくりを進めます。

(あおき かずひろ)